

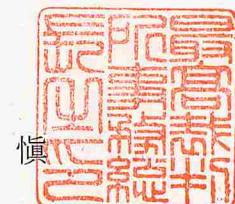
最高裁秘書第323号

令和2年2月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年1月15日付け（令和2年1月17日受付、第014642号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成14年6月25日付け総一第194号事務総長通達「証人等の日当の支給基準について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

証人等の日当の支給基準について

平成 14 年 6 月 25 日総一第 194 号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成 15 年 6 月 16 日総一第 172 号
平成 16 年 6 月 9 日総一第 258 号
令和元年 7 月 9 日総一第 813 号

証人、民事訴訟法第 187 条第 1 項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人、事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者、鑑定人、通訳人、翻訳人、同法第 218 条第 2 項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法第 42 条の 32 第 2 項の規定による説明者、国選弁護人、国選付添人及び人身保護法による国選代理人に支給すべき日当の額の決定の便宜を考慮し、別紙のとおり支給基準を定めましたから、参考にしてください。

については、各庁においてこの支給基準を参考にし、尋問所要時間又は立会い所要時間のほか、出頭所要時間、待機時間、各地の実情等を勘案して、具体的な支給基準を裁判官の間において申し合わせるなどして、個々の事件における適正な日当額の決定に資するとともに、予算の執行の適正を確保するよう配慮してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

付記

- 1 この通達は、平成 14 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 平成 4 年 6 月 10 日付け最高裁総一第 124 号事務総長通達「証人等の日当の支給基準について」は、平成 14 年 6 月 30 日限り、廃止する。
- 3 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付記

- 1 この通達は、平成 15 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付記

- 1 この通達は、平成 16 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付記

- 1 この通達は、令和元年8月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

(別紙)

- 1 証人、民事訴訟法第187条第1項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者の日当

尋問所要時間	基準額
2時間以内	2,960円以上3,950円以内
2時間を超え4時間以内	3,950円を超え5,780円以内
4時間を超えるもの	5,780円を超え8,050円以内

- 2 鑑定人、通訳人、翻訳人及び民事訴訟法第218条第2項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法第42条の32第2項の規定による説明者の日当

尋問所要時間	基準額
宣誓だけの場合	2,960円以上3,490円以内
3時間以内	3,490円を超え4,350円以内
3時間を超え5時間以内	4,350円を超え5,630円以内
5時間を超えるもの	5,630円を超え7,650円以内

3 国選弁護人、国選付添人及び人身保護法による国選代理人の日当

立会い所要時間	基準額
判決宣告だけの期日又は実質的審理を行わない期日に立ち会った場合	2, 960円以上3,490円以内
3時間以内	3, 490円を超える4, 350円以内
3時間を超える5時間以内	4, 350円を超える5, 630円以内
5時間を超えるもの	5, 630円を超える7, 650円以内

4 専ら旅行に要した日の日当は、証人、民事訴訟法第187条第1項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については3, 950円、鑑定人、通訳人、翻訳人、同法第218条第2項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法第42条の32第2項の規定による説明者、国選弁護人、国選付添人及び人身保護法による国選代理人については4, 100円を基準とし、旅行に要した時間等を参酌して支給額を定める。